

## 6. 損害保険団体契約制度

岡山県医師会（本会）と損害保険会社4社は、保険料の団体取扱に関する契約を結んでおります。

1. 取扱のできる損害保険会社は損害保険ジャパン日本興亜(株), 三井住友海上火災保険(株), A I U損害保険(株), 東京海上日動火災保険です。

契約の取扱い代理店は県医師会指定の代理店になります。

2. 保険料は岡山医師協同組合に業務委託

この制度の利用に関して、岡山医師協同組合の組合員である必要はありません。

3. 保険料は、一般加入よりも約5%割安(年払いの場合)となります。

4. 自動車保険の切り替えは無事故割増引等の継承が可能

他の保険会社, J A共済, 全労済等を含みます。ただし, 一部の共済を除きます。

この制度の利用申し込みは、損害保険契約時に岡山県医師会もしくは指定代理店へ申し出てください。

◆委細は本会福祉部へお尋ね下さい。